

# 軽度者の福祉用具貸与について

以下の順に確認し、どの対応が適正か検討して相談してください。

## 1、 認定調査の結果確認

- ① 介護認定結果が「要支援1」「要支援2」「要介護1」。
- ② 直近の認定調査結果表の確認。
- ③ 該当する場合は確認書類として「調査票の写し」を事業者にも交付しつつ、担当者会議を開催し、その記録とともに「調査票の写し」を保存。
- ④ 保険者への報告や相談は必要ありません。

## 2、 福祉用具例外給付の確認

- ① 医師の医学的所見に基づく被保険者の状態像か確認。
- ② 意見書や診断書、医療と介護の連携連絡票などにより状態像を確認。
- ③ 状態像の確認後サービス担当者会議を開催し、保険者へ直接申請（包括への提出は不要ですが、何か不明なことがあれば相談を受けます。）

## 3、 福祉用具貸与利用書による相談

- ① 上記1、2には該当しないが、「主治医の意見を踏まえつつ、福祉用具相談員等ご本人の状態像について適切な助言が可能なものが参加するサービス担当者会議を通じて適切なマネジメントにより、居宅介護（介護予防）支援事業者が判断した」場合、利用書を提出する。
- ② 新規の場合は、利用書及びそれに付随する書類を事前に地域包括支援センターに提出し相談の上、保険者の了承を得てから貸与を開始する。
- ③ 継続の場合は、許可書類の指示に従い、介護認定の更新時に利用書及びそれに付随する書類を地域包括支援センターに提出する。